

(第六類 第二十一號)

第六十七回帝國議會
衆議院 勞働者災害扶助法中改正法律案外二件委員會議錄(速記)第一回

付託議案

勞働者災害扶助法中改正法律案(政府提出、貴族院送付)
工場法中改正法律案(政府提出、貴族院送付)
礦業法中改正法律案(政府提出、貴族院送付)

(三一四)

昭和十年三月十八日(月曜日)午後一時五十
分開議

出席委員左ノ如シ

委員長 森田 政義君

理事山口忠五郎君

坪山 德彌君

出塚 助衛君

松尾 孝之君

藤井 啓一君

増田 金作君

伊藤皆次郎君

比佐 昌平君

清水留三郎君

出席政府委員左ノ如シ

内務政務次官男爵 大森 佳一君

社會局長官 赤木 朝治君

社會局書記官 北岡 壽逸君

本日ノ會議ニ上リタル議案左ノ如シ
労働者災害扶助法中改正法律案(政府提出、貴族院送付)

工場法中改正法律案(政府提出、貴族院送付)
礦業法中改正法律案(政府提出、貴族院送付)

○森田委員長 ソレデハ會議ヲ開キマス
○大森政府委員 簡單ニ御説明申上ゲマ

ス、此三法案ニ付キマシテハ、代表的ノ労働者災害扶助法ノ改正趣旨ヲ申上ゲマスルナラバ、自然ニ御説明ニナル譯ニアリマス、労働者災害扶助法ハ御承知ノヤウニ土石、砂礫採取事業、土木建築業、鐵道、軌道、若クハ乗合自動車ニ依ル運輸ノ事業、竝ニ貨物積卸ノ事業等ニ適用セラレツ、アルノデアリマス、本法ハ昭和七年一月カラ施行行セラレタノデアリマスガ、其法律ノ施行後ノ狀況ヲ見マスルニ、鐵道、軌道若クハ索道ノ運輸事業、又ハ水道、電氣若クハ瓦斯ノ事業ニ於キマシテハ、此法律ノ第一條第一項ノ第二號ロニ規定シテアリマスル通り、是等ノ事業ニ於ケル土木工事、又ハ工作物ノ建設、保存、修理、變更若クハ破壊ト言ツタヤウナ工事ニ付キマシテハ、其事業主ノ直營工事ニ付テノミ、此法律ガ適用當時繼續シテ行ハル、小修理、其他ノ保存的工事デアリマシテモ、若シソレガ註文ニ依テ爲サル、場合ニハ、其事業ノ註文者ニモ第二

的工事ノ施行ノ實情ヲ見マスルニ、斯ウ云フ工事ハ必シモ事業主ノ直營ニテ行ハレナシ、一定ノ條件ノ下ニ他人ニ註文ヲシテ、其狀況ハ事業主ガ直營デ、常時繼續シテ行ハレテ居ルモノガ少ナイ實況デアリマシテ、其狀況ハ事業主ガ直營デ行フモノト何等ノ差異ヲ發見スルコトガ出来ナイヤウナ狀況デアリマス、隨テ若シスカル工事が此法律ノ適用ノ外ニ在ルコトトナリマスレバ、直營ニ依ルモノト註文ニ依ルモノトノ間ニ、彼此レ均衡ヲ失スル次第デアリマシテ、改正法律ニ於キマシテハ此後ノ者ニモ、即チ註文ニ依ル者ニモ本法ヲ適用スルコト、致シマシテ、サウシテ此間ノ均衡ヲ得ナイ不合理ノ點ヲ除カウト云フノガ、一つノ趣旨デゴザイマス

次ニ第三點トシテ、労働者災害扶助ト損害賠償トノ關係デアリマスガ、此關係ニ付キマシテハ、労働者災害扶助法施行令ノ第三條ニ扶助ヲ受クベキ者ガ、民法ニ依リ同一ノ原因ニ付テ損害賠償ヲ受ケマシタ時ハ、事業主ハ扶助金額カラ、其金額ヲ控除スルコトヲ得ト規定シテ居ルノデアリマスルガ、多クノ場合ニ於テ本法ニ基ク扶助ハ、民法ニ依ル損害賠償ニ先ツテ、迅速ニ行ハレ

テ居ルヤウナ關係モアリマスルノデ、改正法律案ニ於キマシテハ、事業主ガ成規ノ扶助ヲ、定メテアリマスル扶助ヲ爲シマシタル場合ニハ、其爲シタル扶助ノ金額ノ限度ニ於テ、民法上ノ損害賠償ノ責任ヲ免ル、コト、致シ、仍テ事業主ガ同一原因ニ付テ、二重ノ負擔ヲ受クルコトノナイヤウニシヤウト云フ次第デアリマス、又扶助請求權ノ性質ニ鑑ミマシテ、特ニ二年ノ短期時效ヲ設ケテ、更ニ其權利ノ譲渡、差押ヲ禁ズルコト、シタノデアリマス、斯ウ云フヤウナコトガ此災害扶助法ノ改正ノ要點ノ趣旨デゴザイマス、是等ハ工場法中ノ改正、礦業法中ノ改正、總テ以上ト同ジヤウナ改正ヲ見テ居ルノデアリマス、改正案トシテ要點ハ何レモ共通シテ今申上げマシタヤウナ次第デアリマス、中々實際上ニ於キマシテハ、相當ニ御質問ガアラウト豫想シテ居リマス、出來ルダケ十分御答辯、御説明ヲ申上ゲタイト思ツテ居リマス、何卒十分御審議、御協賛アラムコトヲ御願スル次第デゴザイマス

○藤井委員 此改正案ハ此勞働者災害扶助法ノ御制定當時、想像シ得ラレルコトデアラウト思ツテ居リマス、ソレガ其御制定當時ニハ、此改正案ノ如キ法文ヲ設ケズシテ、

今日改正ニナリマスト云フノハ、何カ實際問題ニ付テ痛切ナ支障デモ生ジタノデアリマスカ、此勞働者災害扶助法案ノ立法當時ニ、想像シ得ラレル規定デアラウト考ヘテ居リマス、ソレヲ今日ニ至ツテ改正案ヲ御提出ニナツタ理由、其動機、原因ガ何カアリシテ宜シウゴザイマスカ、其點ヲ一つ伺ヒマスカ、御思慮ガ及バナカッタ、斯ウ承知致マシテ、第二次的ノ責任ヲ定メルト云フコトイト思ヒマス

○赤木政府委員 御答申上ゲマス、今回ノ改正案ハ只今説明モアリマシタヤウニ、數點ニ瓦ツテ居ルノデアリマスガ、第一點ノ本法ノ適用範囲ヲ、新ニ擴張致シマスル部分ニ付キマシテハ、是ハドウ云フ趣旨カラ、本法ノ制定當時ニ之ヲ加ヘナカッタモノデアルカト云フコトハ、一寸分リ兼ネルノデアリマス、恐ラク斯様ナ工事ハ、即チ保存的ノ工事、修繕的ノ工事デアリマスノデ、是ガ請負ニ依テ爲サレルト云フヤウナ場合ハ、多クハナインデアリマス、例ヘバ電車ノ經營ニ付キマシテモ、其維持修繕ト云フモノヲ請負ニ出スト云フヤウナコトハナクシテ、多クノ場合ハ直營デ爲サルモノト、斯様ニ考ヘテ居ツタモノニハナイカト思フ

出スモノガアリマシテ、サウ致シマスト云フト、直營ノ場合ト請負ノ場合トニ、之ヲ區別スルト云フコトガ實際問題ト致シマシテ、甚ダ均衡ヲ得ナイト云フヤウナ實例ニマスカ、又今一つハ此規定ヲ設ケテ置キマセント、扶助ハ扶助デアツテ、損害賠償ハ損害賠償デアル、別個ノモノデアリマスカラ、扶助ヲ致シマシテモ又損害賠償ノ請求權ヲトデアルノデアリマス、例ヘバ損害賠償ノ關係デゴザイマストカ、此請求權ニ付テ、新ニ短期ノ時效ヲ定メルト云フヤウナコトハ、是モ立法當初カラ固ヨリ御話ノ如ク考へ得ルコト、思フノデアリマス、此損害賠償ノ關係等ニ付キマシテハ、或ル範圍ニ於テハ現行法ニ於キマシテモ、法律自體デハゴザイマセヌガ、勅令ヲ以テ規定ヲ致シテ云フヤウナ解釋モ出テ來ル處ガアルノデアリマス、現ニ左様ナ實例モアリマシタ爲ニ、此改正ヲ致シタノデアリマス、短期時效ヲ定メタト云フヤウナコトモ、是ハ別段新ナ事實ニ基イタト云フ譯デハアリマセヌガ、是モ最初カラ斯様ナ規定ガ設ケテアッテ宜カツタト思フノデアリマス、此改正案ノ序ニ其様ナ請求權ノ性質ニ鑑ミテ、是レ位ノ短期時效ニ致シタラ宜カラウ、斯ウ云フ意味ヲ以チマシテ、此改正ノ序ニ此改正規定ヲ附加ヘタ次第デアリマス、左様ナ意味ヲ以チマシテ、此改正案ヲ提案致シタ次第デアリマス

○藤井委員 要スルニ本改正案ハ、本法立法當時ニ注意スベキニモ拘ラズ、注意ヲ

政府ニ於テ怠ラレタト云フコトニ承知スルヨリ外途ガナインデアリマス、サウ承知致シマス、今一ツ第四條ノ末項デアリマスガ、此説明書ニ依リマスト「第二次責任者ハ民法ノ保證責任ト連帶責任トノ中間ニアリ催告ノ抗辯ヲ有スルモ検索ノ抗辯ヲ有セザルモノトス」トアリマスガ、保證責任ト連帶責任ノ中間ニアルト云フ立法例ガ、他ニモアリマスカ、アリマスナラバソレヲ御示シヲ願ヒタイ

實際問題トシマシテ、ヤカマシイ問題デアツ
タノデアリマス、當時民間ニハ主タル請負主
若クハ第一請負主ノミニ責任ヲ負ハセルト
云フ論ト、ソレカラ又一番下ノ請負主、詰リ
親方ニ責任ヲ負ハセルト云フ論ト、其兩者

ケル、斯ウ云フ趣旨デ保證責任ト連帶責任トノ中間ト云フ他ニ餘リ例ノナイ責任制度ヲ決メタ次第デゴザイマス、實際上ハ之ニ依リマシテ、割合ニ圓滑ニ行ツテ居ルヤウデアリマス

ル、然ルニ親方ハ拂ハヌデ、第二次責任者ヘ戻ツテ行キマシタ場合ニ、第二次責任者ハ民法上所謂検索ノ行爲ヲ行使シテ、頑強ニ自己責任ヲ輕クセズトモ、自分ガ一應拂ツテ置キマシテモ、割合容易ニ此第一次責任者

告ノ抗辯ヲ有スルモ検索ノ抗辯ヲ有セザルモノトス」トアリマスガ、保證責任ト連帶責

任ノ中間ニアルト云フ立法例ガ、他ニモア
リマスカ、アリマスナラバソレヲ御示シヲ
願ヒタイ

○北岡政府委員 此立法例ハ他ニナイト思ヒマス、是ハ今日ノ改正案ニ新シイモノデ
ハゴザイマセヌノデ、現行法ニモゴザイマ
スヤウデアリマス、此第二次責任者ノ範囲
ヲ廣メタダケデゴザイマシテ、第二次責任
者ノ責任ノ性質ハ、現行法トチットモ變ツテ

〇藤井委員 保證責任ト連帶責任トノ中間ニアツテ、催告ノ抗辯ヲ有スルモ検索ノ抗辯ヲ有セザルモノトアリマスガ、中間ニアルト云フガ如キ、催告ノ抗辯ダケヲ持タシテ、検索ノ抗辯ヲ持タセナイト云フヤウナコトニ、御規定ナサツタ理由ヲ御示シヲ願ヒマス

○北岡政府委員 此災害扶助法ノ制定當時
誰ニ責任ヲ負ハセルカト云フコトハ、隨分

タノデアリマス、當時民間ニハ主タル請負主
若クハ第一請負主ノミニ責任ヲ負ハセルト
親方ニ責任ヲ負ハセルト云フ論ト、其兩者
ニ連帶責任ヲ負ハセルト云フ論ト、其他各
種ノ論ガアツタノデアリマス、デ法律論カラ
申シマスルナラバ、連帶責任ニシマシタ方
ガ、労働者ノ権利確保ニハ一番確實ナ筈デ
ゴザイマスケレドモ、實際上トシマシテ労
働者ニ對シマシテ平等ノ地位ニ立ツテ、必ズ
乙ニ行ケト言フ、乙ニ行ケバ、乙ノ者ハ甲ニ
責任ヲ負フ者ガ二人以上アリマスルト云フ
コトハ實際困ル、甲ノ者ニ行クト甲ノ者ハ
乙ニ行ケト云フノデ、甲ニ行ケ、乙ニ行ケ、アッチ
行ケト云フノデ、甲ニ行ケ、乙ニ行ケ、アッチ
ヘ行ケ、コッチヘ行ケト云フノデ、却テ権利
ヲ實現スルノニ不便ガ多イ、ソコデ成ベク
連帶責任ニ近イコトニ致シマシテ、而シテ
ドレニ先ニ行クカト云フ其順序ダケハ規定
シタラ宜カラウ、斯ウ云フ趣旨カラ致シマ
シテ、先ヅ一番労働者ニ近イ所ノ、之ヲ直
接使シテ居ル親方ニ行シテ其處デ先ヅ要求ス
ル、サウシテ其人ガ直グ拂ハナイ場合ニハ
シテ、其上ノ元請負ナリ、若クハ註文主ノ所ニ行
シテ、連帶責任ニ一番近イ唯順序ダケヲ付

ケル、斯ウ云フ趣旨デ保證責任ト連帶責任トノ中間ト云フ他ニ餘リ例ノナイ責任制度ヲ決メタ次第デゴザイマス、實際上ハ之ニ依リマシテ、割合ニ圓滑ニ行ツテ居ルヤウデアリマス

ル、然ルニ親方ハ拂ハヌデ、第二次責任者ヘ戻ツテ行キマシタ場合ニ、第二次責任者ハ民法上所謂検索ノ行爲ヲ行使シテ、頑強ニ自己責任ヲ輕クセズトモ、自分ガ一應拂ツテ置キマシテモ、割合容易ニ此第一次責任者

○藤井委員 改正案ノ御趣旨ノアル所ハ諒解致シマシタ、尙ホ一ツ催告ノ抗辯ダケラ

致シテ、検索ノ抗辯ガ出来ナイト云フコトニ
デ效果ガアリマスカ、唯催告ダケノ権利ヲ
求メテ、検索ノ抗辯ヲ求メヌト云フコトニ

依ツテハ、效果ノ上カラ言ヒマシタナラバ私
ハ頗ル疑フノデアリマス、サウ云フ風ナ偏
頗ナ御規定ニナリマシタコトハ如何デアリ

マセウカ、效果ノ頗ル薄イ——效果絶無ト
申シテモ宜カラウト思ヒマス、唯催告スル
ト云フノミデハ即コデゴザイマセウカ

○北岡政府委員 第一次責任者ト第二次責任者、即チ親方ト元請負主、註文主ト云フ

モノハ、非常ニ密接ナ關係ヲ有ツテ居ルモノデゴザイマス、通常此第二次責任者ハ、

サウ云フモノヲ支拂フ關係ニナシテ居リマ
ス、隨ヒマシテ本來第一次責任者デゴザイ
マク所ノ勞動者アレヅニ居レ者ガ、支拂フゾ

キ扶助其モノヲ拂ハナイト云フ場合ニハ、
詰リ労働者ガ其親方ノ所ニ扶助ヲ請求ス

第六類第二十一號 勞動者災害扶助法中改正法律案外二件委員會議錄 第二三

ゼヌコト、承知シテ宜シウゴサイマスカ、
普通民法ニ於キマシテ、求償權ハ此規定ノ
爲ニ何等影響ヲ及ボスモノデハナイモノ

ト、斯ウ考ヘテ宜シウゴザイマセウカ

○北岡政府委員 左様デゴザイマス、此當
事者間ノ求償問題ハ、全然當事者間ノ契約、
若クハ慣習等ニ委スノデアリマス、ソレデ
窮極ノ責任者ハ直接労働者ヲ使ツテ居ル請
負人ニスルカ、若クハ中間ノ請負人ニスル
カ、元請負人ニスルカ、註文者ニスルカ、
是ハ全然當事者ニハ關係ガナインデアリマ
シテ、是ハ何等内容ニハ觸レテナイト云フ
趣旨デアリマス

○藤井委員 私ハ御提案ノ趣旨ダケヲ承知
致シテ、此程度ニ止メテ置キタイト思ヒマ
ス

○森田委員長 此法案ハ労働者災害扶助法
案實施後ノ狀況、又現在ノ有様等ヲ御研究
ヲ爲サル必要モアラウト思ヒマスカラ、本
日ハ此程度ニ致シマシテ——私モ参考資料
ヲ本日受取タダケデスカラ、本日ノ質問ハ
此程度ニ止メマシテ、次回ハ……

○松尾委員 一寸政府委員ニ御願致シマス

ガ、今回ノ時效ガ短クナリマシタガ、此時
效方短クナル以前ノ現行法ニ依ツテ、時效ヲ
消滅シテシマッタ云フヤウナ事例ガオ有

リニナルヤウニ、先刻御話ニナツタと思ヒ
マシタガ、サウ云フヤウナ何カ資料ノヤウ
モノガアリマシタナラバ、御提出ヲ願ヒ
タイト思ヒマス

○北岡政府委員 此勞働者災害扶助法ハ昭
和七年度ノ——モット以前デアリマシタカ
工場法、礦業法ニ付キマシテハ事例ガ有ツタ
ト申シマスカ、無イト申シマスカ、裁判所
ニ行キマシテ時效ノ爲ニ別ネラレタト云フ
判例ハゴザイマセヌ、唯私共ノ所ニ向ツテ陳
情シマシタ中ニハ、若シ此二年ノ時效ナラ
バ、モウ當然ナクナッテ居ルモノガ、或ハ二
年ノ時效ナイ爲ニマダ存續シテ居ル、サ

ウシテ實際上怪我ヲシタカシナイカ、治ツ
タカ治ラヌカ、ドノ程度ノ怪我ヲシタノカ、
ソレ等ノ點ニ對シマスル條文ニ付キマシテ
不明ナ爲ニ、隨分困ツタ事例ハアリマス、其
場合ニ於キマシテハ實際上事業主ト双方呼
ビマシテ、涙金ヲヤツテ法律的ノ解釋デハナ
クテ、人情ノ解釋デ解決ヲ致シテ居ルノガ、
マシテ、此處ニ文書ヲ出ス程ノ資料ハ實際
ハゴザイマセヌ

○松尾委員 今御答ニナリマシタヤウナ人

情的ナ意味ニ於テ、解決スルヤウナ事例ハ、
私共モチヨイ——聽イテ居リマスガ、其事

例ガハツキリ御分リニナラヌケレバ、ソレデ
マシタガ、サウ云フヤウナ何カ資料ノヤウ
モノガアリマシタナラバ、御提出ヲ願ヒ
タイト思ヒマス

○比佐委員 一寸資料ヲ、此第一條ノ第二
項ノ鐵道、軌道、索道ノ運輸事業又ハ水道、
電氣若クハ瓦斯ノ事業ヲ營ム者ガ、其ノ事
業ノ爲ニスル工事ニ付テ、現在ノ日本ノ實
情デハ直營デヤツテ居ルノト、請負ニ致シテ
居ルト云フノガアルガ、全國的ノ現在ノ實
情ノ調査ヲ、此次マデ御提出ヲ願ヒマス

○森田委員長 ソレデハモウ資料ノ要求ハ
ゴザイマセヌカ、デハ次會ハ明後日午後一
時ヨリ開クコト、シテ、本日ハ此程度ニ散
會致シマス

午後二時二十二分散會